

平成 25 年 10 月
厚生労働省年金局数理課

フランス公的年金の長期推計について

目次

1. 制度の概要.....	2
2. 将来人口推計	8
3. 年金方針評議会.....	15
4. 第 11 次報告書 一年金：2020 年、2040 年及び 2060 年における展望ー	16
5. 担当者後記.....	22

表一覧

表 1. 一般制度の保険料率.....	3
表 2. 生年別の年金算定のための条件.....	4
表 3. 2013 年の保険料算定対象賃金と拠出料率（AGIRC 及び ARRCO）	6
表 4. 制度一覧.....	7
表 5. 2010 年 INSEE 推計の前提.....	8
表 6. 基本推計による労働力人口の見通し（年間平均）	13
表 7. COR 報告書一覧	16
表 8. 2012 年 COR 推計に参加した年金制度.....	17
表 9. 最終的な前提値	18
表 10. 2013 年 PLFSS 見通しの前提	18
表 11. 最大給付率適用のために必要となる被保険者期間	19
表 12. GDP に対する年金支出の比率（管理費用及び金融取引費用を除く）	20
表 13. GDP に対する年金収入の比率（管理収益及び金融取引収益を除く）	20
表 14. 年金財政の収支差	21

図一覧

図 1. 合計特殊出生率の推移	9
図 2. 60 歳の者の平均余命	10
図 3. 純移民数の推移	10
図 4. 1 月 1 日現在推計人口の推移（基本推計）	11
図 5. 労働力人口の推移（1975 年から 2010 年までの実績値）	12
図 6. 男性の労働力率.....	14
図 7. 女性の労働力率.....	14

1. 制度の概要

(1) フランスの年金制度は、基礎制度〈régime de base〉、補足制度〈régime complémentaire〉及び付加制度〈régime supplémentaire〉からなる3階建て構造になっている。職域ごとに適用となる制度が分かれている。職域ごとの分類は、表4を参照。

基礎制度と補足制度とは強制加入制度であり、賦課方式〈système en répartition〉^{脚注1}を採用している。各種公共部門従事者へ適用される制度のように、基礎制度と補足制度とが一つの制度になっている制度もある。付加制度は任意加入の積立方式による制度である。

^{脚注2}

民間被用者を対象にしている一般制度〈régime général〉が代表的な基礎制度である。また、民間被用者を対象にしているAGIRC〈Association générale des institutions de retraite des cadres〉とARRCO〈Association pour le régime de retraite complémentaire des salariés〉とが代表的な補足制度である。

以下、基礎制度については一般制度を、補足制度についてはAGIRCとARRCOとを取り上げて解説を行う。

(2) 基礎制度（一般制度）

a. 被保険者期間〈durée d'assurance〉^{脚注3}は四半期〈trimestre〉単位で管理され、保険料拠出期間〈périodes d'assurance〉とみなし期間〈périodes assimilées〉とからなる。また、期間の加算〈majoration de durée d'assurance〉が、一定の条件を満たした場合になされることもある。

保険料算定の基礎となる年間賃金が、1四半期ごとに、法定最低賃金〈salaire minimum interprofessionnel de croissance〉（略称、SMIC）の時間当たり額（2013年9.43ユーロ）の200倍以上の額である場合に、保険料算定対象となる。暦年ごとに4四半期を限度として被保険者期間が認められる。保険料率は、表1に示す通りである。

みなし期間には、以下のものがある。

- ア) 疾病給付、出産給付、障害給付及び労災給付を受給している期間
- イ) 労災後に職務上の再教育を受けている期間
- ウ) 失業給付により条件付けられる失業期間
- エ) 転職斡旋のための休暇期間
- オ) 兵役期間
- カ) 未決勾留期間
- キ) 一流スポーツ選手として登録されている期間

以下の場合に、期間の加算がなされる。

- ア) 育児加算
子供1人につき、8四半期の加算が認められる。
- イ) 育児休業加算
育児休業期間と同じ期間だけ認められる。（例、3年間の育児休業を取得した場合は、12四半期の加算が認められる。）
- ウ) 障害のある子に対する加算

^{脚注1} 賦課方式による財政運営の選択が2003年8月21日法律第1条に明記されている。

世代間を結びつける社会契約の核心として賦課方式による年金制度を選択することを、国民は正式に再確認する。
〈La Nation réaffirme solennellement le choix de la retraite par répartition au cœur du pacte social qui unit les générations.〉

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000781627>

^{脚注2} 主な参照サイトは、以下の通りである。

<http://www.info-retraite.fr/index.php?id=troisetapes&style=>
http://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france/an_3.html (英文)

^{脚注3} 主な参照サイトは、以下の通りである。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1761.xhtml>

- 8 四半期を上限として認められる。育児加算を取得した上で、取得可能。
- エ) 65 歳以上の働きつづけている者に対する加算
 最大給付率適用のために必要となる被保険者期間〈durée d'assurance nécessaire pour bénéficier d'une pension de retraite au taux plein〉を満たしていない 65 歳以上の働きつづけている者に対して、必要となる期間に達するまでの間、1 四半期につき 2.5%の期間の加算がなされる。

表 1. 一般制度の保険料率

	社会保障報酬限度額までの額に対する賦課		全報酬に対する賦課	
	事業主	被保険者	事業主	被保険者
2012 年 11 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日まで	8.40%	6.75%	1.60%	0.10%
2014 年	8.45%	6.80%	1.60%	0.10%
2015 年	8.50%	6.85%	1.60%	0.10%
2016 年以降	8.55%	6.90%	1.60%	0.10%

注 1. 以下のサイトを参照して、独自に作表を行った。

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=7E69EE8DEF3ACE94FC63512D915A94DD.tpdo06v_2?idArticle=LEGIARTI000026140026&cidTexte=LEGITEXT000006073189&categorieLien=id&dateTexte=20130906

注 2. 2013 年の社会保障報酬限度額 (plafond de la sécurité sociale) は、年額 37,032 ユーロ (月額 3,086 ユーロ) である。

- b. 年金額の算定式は以下の通りである。以下の算定式で定まる額の他に、加算が付くこともある。^{脚注4}

平均賃金年額 × 給付率 × (一般制度の被保険者期間 ÷ 最大評価期間)

ア) 平均賃金年額 (salaire annuel moyen)

保険料拠出期間のうち賃金年額の高い方から 25 年分 (生年等に応じた期間短縮あり) ^{脚注5}の賃金年額 (裁定時点の購買力価値への再評価後) の平均を用いて、算出される。

イ) 給付率 (taux de la pension)

生年ごとに設定されている最大給付率適用のために必要となる被保険者期間 (表 2 参照) 以上の被保険者期間を有する者へ適用される給付率は 50% (最大の給付率) である。一般制度だけでなく他の制度の被保険者期間も含めた合計の期

^{脚注4} 主な参照サイトは、以下の通りである。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F21552.xhtml>

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F14044.xhtml>

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F19666.xhtml>

<https://www.lassuranceretraite.fr/cs/Satellite/PUBPrincipale/Salaries/Montant-Retraite/Comprendre-Calcul-Retraite/Formule-Calcul?packedargs=null>

<https://www.lassuranceretraite.fr/cs/Satellite/PUBPrincipale/Salaries/Montant-Retraite/Comprendre-Calcul-Retraite/La-Duree-Assurance?packedargs=null>

^{脚注5} 1933 年以前に生まれた者は 10 年。1934 年から 1947 年までに生まれた者については生年が 1 年遅くなるごとに、1 年増える。1948 年以降に生まれた者に 25 年が適用される。一般制度の被保険者期間に農業部門被用者制度と手工業者及び商工業者からなる制度との被保険者期間を合算し、これに対する一般制度の被保険者期間の比率を生年ごとに定まる期間に乗じて用いる。

間で、最大給付率適用のために必要となる被保険者期間の充足が評価される。

表 2. 生年別の年金算定のための条件

被保険者の生年月日	最低受給開始年齢	減額停止年齢	最大給付率適用のために必要となる被保険者期間	最大評価期間
1943年	60歳	65歳	160 四半期	150 四半期
1944年	60歳	65歳	160 四半期	152 四半期
1945年	60歳	65歳	160 四半期	154 四半期
1946年	60歳	65歳	160 四半期	156 四半期
1947年	60歳	65歳	160 四半期	158 四半期
1948年	60歳	65歳	160 四半期	
1949年	60歳	65歳	161 四半期	
1950年	60歳	65歳	162 四半期	
1951年1月1日から 1951年6月30日前まで	60歳	65歳	163 四半期	
1951年7月1日から 1951年12月31日まで	60歳4か月	65歳4か月	163 四半期	
1952年	60歳9か月	65歳9か月	164 四半期	
1953年	61歳2か月	66歳2か月	165 四半期	
1954年	61歳7か月	66歳7か月	165 四半期	
1955年	62歳	67歳	166 四半期	
1956年	62歳	67歳	166 四半期	
1957年以降	62歳	67歳	生年ごとに、56歳に到達する年の政令で定められる。	

注 1. 主に以下のサイトを参照して、独自に作表を行った。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F21552.xhtml>

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F14044.xhtml>

注 2. 一般制度だけでなく他の制度の被保険者期間も含めた合計の期間で、最大給付率適用のために必要となる被保険者期間の充足が評価される。

必要となる被保険者期間を満たしていない被保険者が最低受給開始年齢〈*âge minimum de départ à la retraite*〉から減額停止年齢〈*âge d'annulation de la décote*〉前に年金受給を開始する場合は、

- ・ 必要となる被保険者期間に不足する期間を反映した減額率
- ・ 減額停止年齢までの残余期間を反映した減額率

のうち、被保険者にとって有利な方（小さい方）の減額率を用いることとされており、50%から当該減額率を控除して給付率が算定される。^{脚注6}減額停止年齢以降

^{脚注6} 例えば、1951年3月に生まれた者が一般制度の被保険者期間を150 四半期有しており、60歳から年金受給を開始したとする。1951年3月に生まれた者の最大給付率適用のために必要となる被保険者期間は163 四半期であり、減額停止年齢は65歳である。

$$\text{必要となる被保険者期間に不足する期間を反映した減額率} = 0.75\% \times 13 = 9.75\%$$

に受給を開始する場合は、給付率は50%になる。

一定の条件を満たす者については、必要となる被保険者期間が満たされていない場合であっても、50%の給付率が適用になる。

り) 最大評価期間 (nombre maximum de trimestres retenus)

最大評価期間を超える被保険者期間を有する場合、「一般制度の被保険者期間÷最大評価期間」は1として処理される。

- c. 毎年4月1日にタバコを除く消費者物価上昇を踏まえて、裁定後の年金は引き上げられる。

(3) 補足制度 (AGIRC 及び ARRCO) ^{脚注7}

- a. ARRCO は民間被用者を対象とした補足制度であり、民間被用者の幹部職員 (salariés cadres) は AGIRC にも加入する。

保険料率には、実際に負担する拠出料率 (taux de cotisation) と給付に結び付く (ポイント獲得に結び付く) 給付料率 (taux d'acquisition des points) とがある。給付料率は拠出料率に含まれており、2013年時点では「拠出料率 = 1.25 × 給付料率」が成立する。

2013年の保険料算定対象賃金の区分と拠出料率とは表3に示す通りである。

- b. ある被保険者が支払った給付料率分の保険料を基礎^{脚注8}として、年ごとに獲得されるポイント数は、

当該者の年間保険料総額 ÷ ポイント制による拠出単価 (prix d'un point) により定まる。2013年の拠出単価は ARRCO15.2284 ユーロ、AGIRC5.3006 ユーロである。

- c. 受給者が保持するポイント総数にポイント制による給付単価 (valeur du point) を乗じて、年金額が定まる。2013年4月1日以降の給付単価は ARRCO1.2513 ユーロ、AGIRC0.4352 ユーロである。当該者の受給を開始する年齢と被保険者期間とには生年ごとに定まる条件があり、この条件が満たされない場合は減額係数 (coefficients d'abattement) が乗じられる。^{脚注9}

減額停止年齢までの残余期間を反映した減額率 = $0.75\% \times 4 \times (65 - 60) = 15\%$ となり、小さい方の9.75%が用いられて、この者の給付率は $40.25\% (= 50\% - 9.75\%)$ になる。減額率を計算するための係数 (上記の場合0.75%) は、以下のサイトから取得した。

<http://www.social-sante.gouv.fr/informations-pratiques,89/fiches-pratiques,91/les-fiches-pratiques-de-la,2349/les-prestations,2352/la-retraite-de-base-du-regime,14831.html>

^{脚注7} 主な参照サイトは、以下の通りである。

<http://www.agirc-arrco.fr/particuliers/cotiser-pour-la-retraite/calcul-des-cotisations/>
<http://www.agirc-arrco.fr/particuliers/cotiser-pour-la-retraite/calcul-des-points-de-retraite/>
<http://www.agirc-arrco.fr/particuliers/etre-a-la-retraite/montant-et-versement-de-la-retraite/>
<http://www.social-sante.gouv.fr/informations-pratiques,89/fiches-pratiques,91/les-fiches-pratiques-de-la,2349/les-prestations,2352/la-retraite-complementaire-arrco,14832.html>

^{脚注8} 失業期間中に獲得できるポイントのように、保険料の拠出なしで加算されるポイントもある。

^{脚注9} 次の状況を仮定する。1951年4月生まれの者が、62歳から ARRCO 及び ARIRC からの受給を開始する。1951年4月生まれの者は65歳からの受給で減額されることなく受給可能となる。この者は65歳前の受給を選択しているが、減額されることなく受給するためには6四半期分の被保険者期間が不足している。この者は ARRCO4,000 ポイント、AGIRC15,000 ポイント保持している。

6四半期不足による減額係数 = 0.94 > 62歳受給による減額係数 = 0.88

この者へ適用される減額係数は0.94になり、年金額は以下ようになる。

ARRCOの年金額 = $4,000 \times 0.94 \times 1.2513 = 4,704.88$ (ユーロ)

AGIRCの年金額 = $15,000 \times 0.94 \times 0.4352 = 6,136.32$ (ユーロ)

減額係数は、以下のサイトから取得した。

http://www.agirc-arrco.fr/fileadmin/agircarrco/documents/instructions/Coefficients_d_abattements_carriere

表 3. 2013 年の保険料算定対象賃金と拠出料率 (AGIRC 及び ARRCO)

	保険料算定対象賃金		拠出料率	
			事業主	被保険者
ARRCO	区分 1	PSS 以下	4.5%	3.0%
	区分 2	PSS 超かつ PSS の 3 倍の額以下	12.0%	8.0%
AGIRC	区分 B	PSS 超かつ PSS の 4 倍の額以下	12.6%	7.7%
	区分 C	PSS の 4 倍の額超かつ PSS の 8 倍の額以下	合計 20.3%。20%の負担割合は各企業にて決定する。0.2%は事業主負担、0.1%は被保険者負担。	
AGIRC CET	全賃金		0.22%	0.13%
AGFF	区分 1		1.2%	0.8%
	区分 2 又 B		1.3%	0.9%

注 1. 以下のサイトを参照して、独自に作表を行った。

<http://www.agirc-arrco.fr/particuliers/cotiser-pour-la-retraite/calcul-des-cotisations/>

注 2. 上記の PSS は社会保障報酬限度額 (plafond de la sécurité sociale) を意味する。2013 年の社会保障報酬限度額は、年額 37,032 ユーロ (月額 3,086 ユーロ) である。

注 3. CET (contribution exceptionnelle et temporaire) は臨時特別拠出金を意味する。ポイント獲得には結び付かない。

注 4. AGFF (Association pour la gestion du fonds de financement Agirc et Arrco) として賦課される分は、減額停止年齢前に最大給付率適用となる者の給付財源に用いられる。ポイント獲得には結び付かない。

注 5. 賃金月額を仮定し、保険料計算例を以下に示す。

- ・賃金月額 1,800 ユーロの幹部職員ではない者に係る保険料額 171 ユーロ
 事業主負担 102.6 ユーロ = $4.5\% \times 1,800 + 1.2\% \times 1,800$
 本人負担 68.4 ユーロ = $3.0\% \times 1,800 + 0.8\% \times 1,800$
- ・賃金月額 4,580 ユーロの幹部職員である者に係る保険料額 645.35 ユーロ
 事業主負担 393.64 ユーロ (四捨五入のため、以下の計算結果と端数にて一致しない。)
 = $4.5\% \times 3,086 + 12.6\% \times (4,580 - 3,086) + 0.22\% \times 4,580$
 + $1.2\% \times 3,086 + 1.3\% \times (4,580 - 3,086)$
 本人負担 251.71 ユーロ (四捨五入のため、以下の計算結果と端数にて一致しない。)
 = $3.0\% \times 3,086 + 7.7\% \times (4,580 - 3,086) + 0.13\% \times 4,580$
 + $0.8\% \times 3,086 + 0.9\% \times (4,580 - 3,086)$

注 6. 上記の拠出率による保険料負担以外に、AGIRC 加入者にはポイント最低保証制度 (garantie minimale de points) (略称、GMP) による負担がある。2013 年の負担年額は事業主 493.56 ユーロ、被保険者 301.56 ユーロ (負担月額は事業主 41.13 ユーロ、被保険者 25.13 ユーロ) である。GMP により、保険料の実際の拠出額とは無関係に年 120 ポイントが AGIRC 加入者へ付与される。

表 4. 制度一覧

職域別の分類		賦課方式（強制加入）		部分積立方式（任意加入）	
		基礎制度	補足制度	付加制度	
被 用 者 制 度	農業 部門 被 用 者	農業従事者	MSA 被保険者 665 千人 受給者 2,433 千人	ARRCO 被保険者 18,335 千人 受給者 11,379 千人	AGIRC 被保険者 3,826 千人 受給者 2,283 千人
		農業経営者			
	民間 被 用 者	商工業及びサービス部門経営者	一般制度（被用者老齢保険） 被保険者 17,074 千人 受給者 11,499 千人	CRPNPAC 被保険者 30 千人 受給者 16 千人	Préfon 〈 Prévoyance des fonctionnaires〉 Carem 〈 Complément Retraite Mutualiste〉 CRH 〈Complément Retraite des Hospitaliers〉
		商工業及びサービス部門従事者			
		民間航空従事者			
	公的 部門 被 用 者	公的部門の非官吏	事務官及び武官年金 被保険者 2,452 千人 受給者 1,869 千人	IRCANTEC 被保険者 2,531 千人 受給者 1,697 千人	RAFP（部分積立方式） 被保険者 4,600 千人（最初の支払いは 2009 年に発生する。）
		国家公務員（事務官及び武官）			
地方自治体職員		CNRACL 被保険者 1,952 千人 受給者 691 千人			
各種公共部門従事者 〈parapublic et divers〉		鉱山労働者、海運業従事者、国家業務従事者〈ouvriers de l'État〉、公証人見習い・被雇用者、RATP、SNCF、電力及びガス産業従事者、フランス銀行、コメディール・フランセーズ及びオペラ座等。 被保険者 513 千人 受給者 1,163 千人			
自 営 業 者 制 度	自営農業者〈exploitants agricoles〉	MSA 被保険者 566 千人 受給者 1,828 千人	RCO 被保険者 518 千人 受給者 454 千人	マドラン法〈Loi Madelin〉等による任意加入	
	手工業者及び商工業者 〈artisans, commerçants et industriels〉	RSI 被保険者 1,405 千人 受給者 1,839 千人	RSI-AVA 被保険者 629 千人 受給者 663 千人		
			RSI-AVIC 被保険者 776 千人 受給者 347 千人		
	自由業者〈professions libérales〉	CNAVPL ^{原注1} 被保険者 554 千人 受給者 203 千人	CNAVPL 被保険者 557 千人 受給者 187 千人		
	弁護士〈avocats〉	CNBF 被保険者 46 千人 受給者 9 千人	CNBF 被保険者 46 千人 受給者 9 千人		
聖職者〈religieux〉	CAVIMAC 被保険者 15 千人 受給者 64 千人	ARRCO			

2007 年統計値である。受給者には遺族年金の受給者を含む。出典は“Commission des comptes de la Sécurité sociale septembre 2008, RAFP et Cnav”である。

原注 1. 自由業者部門の CRN、CAVOM、CARMF、CARCD、CAVP、CARSAF、CARPIMKO、CARPV、CAVAMAC、CAVEC 及び CIPAV からなる。

注 1. “LES CHIFFRES DE LA RETRAITE DOSSIER SPÉCIAL DE L'OBSERVATOIRE DES RETRAITES JUIN 2009 - N° 5”

(http://www.observatoire-retraites.org/uploads/tx_orpublications/LORC5.pdf) から引用を行っている。

注 2. CARCD と CARSAF とは、2009 年 1 月 1 日に CARCDSF として統合された。

2. 将来人口推計

(1) 将来人口推計は、国立統計経済研究所〈Institut national de la statistique et des études économiques〉(略称、INSEE)の所管である。

INSEEは1946年創設であり、経済財政省〈Ministère de l'Économie et des Finances〉に属している。INSEEはフランス経済及び社会に関する情報を収集して集計し、分析及び公表を行っている。また、統計分野での省庁間の調整、国際協力及び教育・調査の振興の役割も担っている。^{脚注10}

(2) 将来推計人口の作成は、4年又は5年に1回行われる。直近の将来人口推計の結果は、2010年10月に公表された“Projections de population à l'horizon 2060”^{脚注11}(以下「2010年INSEE推計」と言う。)である。2010年INSEE推計では、2007年を起点とし、2060年までの推計結果が示されている。

(3) 出生率、死亡率及び移民の前提により、将来人口推計の結果は異なる。2010年INSEE推計の前提は表5に示す通りである。

表 5. 2010年INSEE推計の前提

	2007年 1月1日現在	基本推計	低位推計	高位推計
合計特殊出生率	1.98	2015年以降 1.95	2015年以降 1.80	2015年以降 2.10
平均寿命	男性 77.2 年 女性 84.2 年	2060年に 男性 86.0 年 女性 91.1 年	2060年に 男性 83.5 年 女性 88.6 年	2060年に 男性 88.5 年 女性 93.6 年
60歳の者の 平均余命	男性 21.8 年 女性 26.8 年	2060年に 男性 28.0 年 女性 32.3 年	2060年に 男性 26.2 年 女性 30.3 年	2060年に 男性 30.1 年 女性 34.6 年
年間の純移民数	11.5 万人	2007年以降 10 万人	2015年以降 5 万人	2015年以降 15 万人

注 1. “Projections de population 2007-2060 pour la France métropolitaine : méthode et principaux résultats” (http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/docf1008.pdf) より引用。但し、60歳の者の平均余命は以下を参照し、表への追加を独自に行った。

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?reg_id=0&ref_id=bilan-demo&page=donnees-detaillees/bilan-demo/pop_age3d.htm#esper-vie-divages-fm

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-projpop0760&page=irweb/projpop0760/dd/projpop0760_tous_scenarios.htm

注 2. 2007年1月1日現在の値は、実績値の時系列表(例, “La situation démographique en 2010”)の2006年値と一致している。このため、2006年値を基にした計算結果が2007年1月1日現在の値として扱われていると判断している。

注 3. 平均寿命(余命)は死亡率により定まる。死亡率の前提は、平均寿命(余命)として示されている。

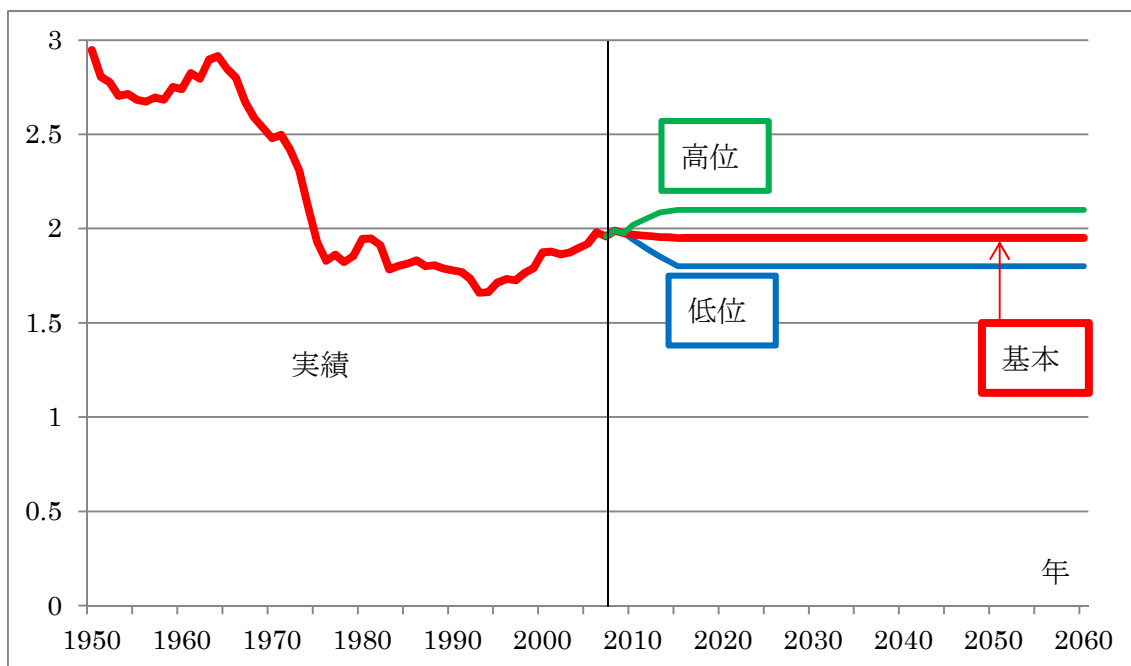
a. 基本推計の合計特殊出生率の前提は、2004年始以降の平均的な水準を踏まえて、2015

脚注10 <http://www.insee.fr/en/insee-statistique-publique/default.asp?page=connaitre/connaitre.htm> (英文版)

脚注11 http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=ip1320

年以降 1.95 で一定となっている。(図 1 参照) 母親の平均的な出産年齢は、2015 年以降 30.4 歳である。

図 1. 合計特殊出生率の推移



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

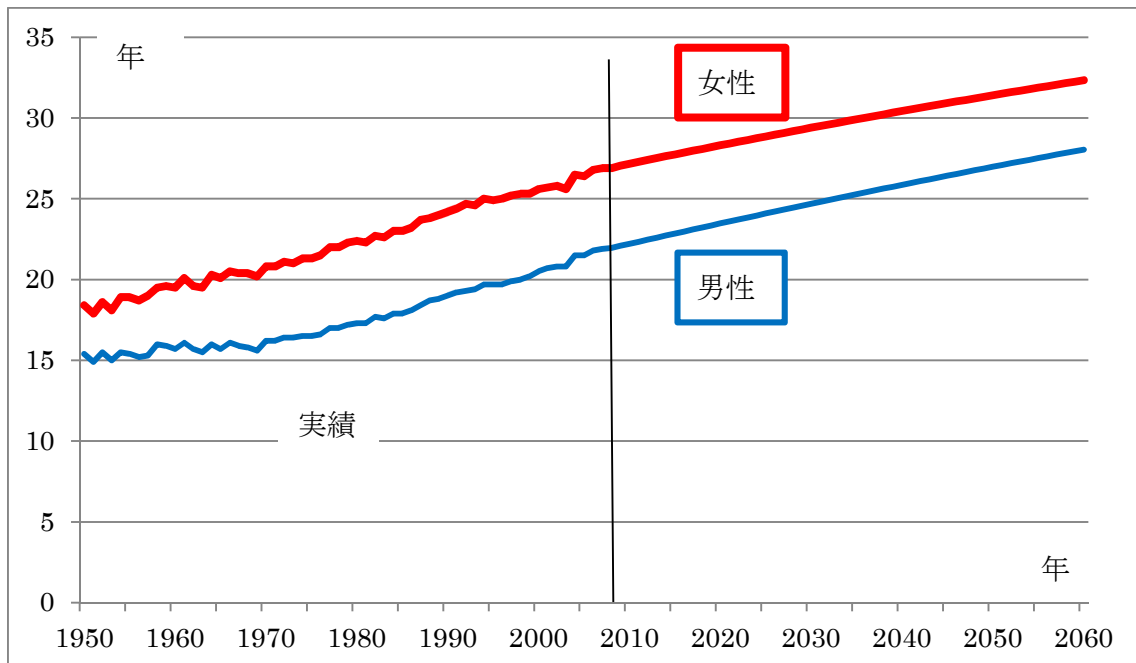
http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?reg_id=0&ref_id=bilan-demo&page=donnees-detaillees/bilan-demo/pop_age3c.htm#fecondite-fm

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-projpop0760&page=irweb/projpop0760/dd/projpop0760_tous_scenarios.htm

注 2. フランス本国の計数である。

- b. 1988 年から 2002 年までの期間に生じた年齢ごとの死亡率低下傾向がつづくとは仮定されている。この仮定の下、基本推計では 60 歳の者の平均余命が 2 年ごとに四半期程度増加する。(図 2 参照)
- c. 最近の純移民数は年間 5 万人から 10 万人の範囲で推移している。(図 3 参照) 純移民数の前提は 2006 年 INSEE 推計の前提と同じである。

図 2. 60 歳の者の平均余命



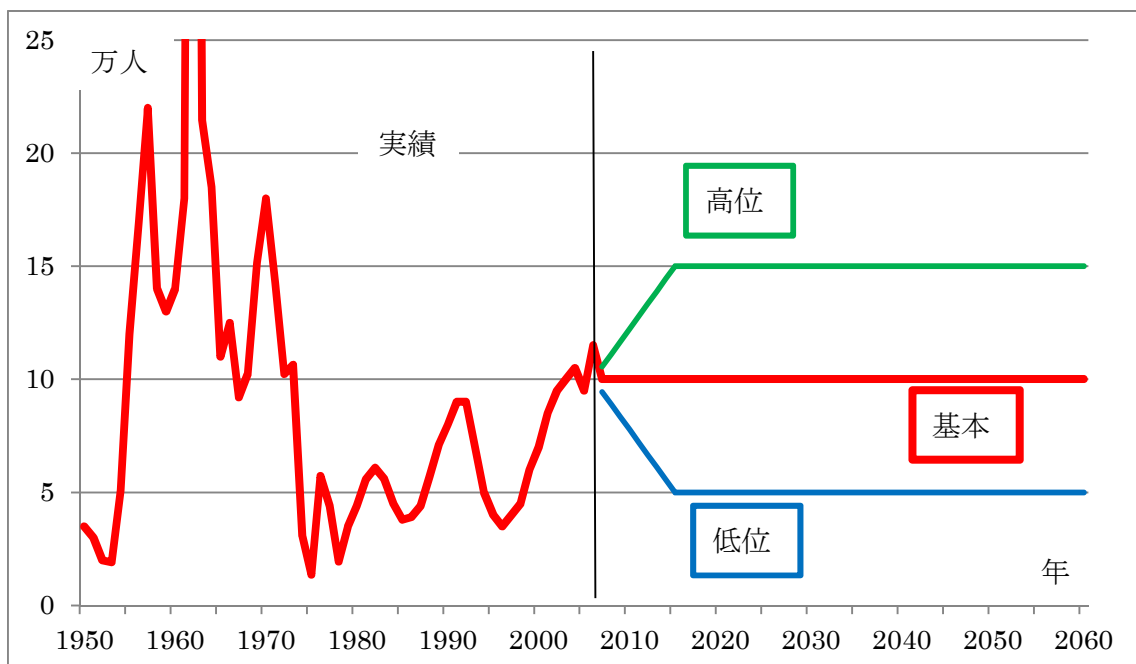
注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?reg_id=0&ref_id=bilan-demo&page=donnees-detaillees/bilan-demo/pop_age3d.htm#esper-vie-divages-fm

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-projpop0760&page=irweb/projpop0760/dd/projpop0760_tous_scenarios.htm

注 2. フランス本国の計数である。

図 3. 純移民数の推移



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

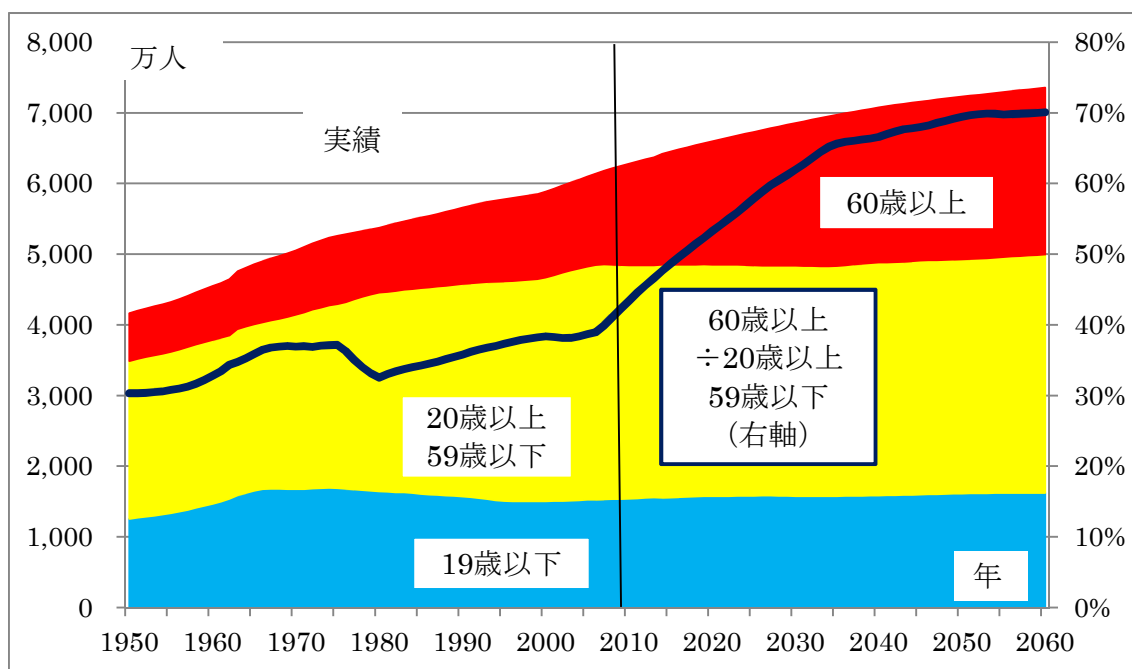
http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?reg_id=0&ref_id=bilan-demo&page=donnees-detaillees/bilan-demo/pop_age3.htm#compo-croissance-demo-fm

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-projpop0760&page=irweb/projpop0760/dd/projpop0760_tous_scenarios.htm

注 2. フランス本国の計数である。

(4) 基本推計の結果では、20歳以上59歳以下人口に対する60歳以上人口の比率は、2011年44.6%から、2030年61.9%、2040年66.6%、2060年70.1%へ推移する。(図4参照) また、総人口に対する60歳以上人口の比率は2010年23%から2035年31%まで急増し、その後は2040年31%、2060年32%と安定的に推移する。

図 4. 1月1日現在推計人口の推移 (基本推計)



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

<http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/donnees-detaillees/bilan-demo/pyramide/pyramide.htm?lang=fr&champ=fe>

http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=ir-projpop0760&page=irweb/projpop0760/dd/projpop0760_tous_scenarios.htm

注 2. 人口見通しは、万人単位 (左軸) の表示である。面グラフの高さが人口を示している。

注 3. 20歳以上59歳以下人口に対する60歳以上人口の比率を線グラフ (右軸) で示している。

注 4. フランス本国の計数である。

(5) 2010年 INSEE 推計に基づく、労働力人口 (population active) の推計結果は2011年4月に公表^{脚注12}された。

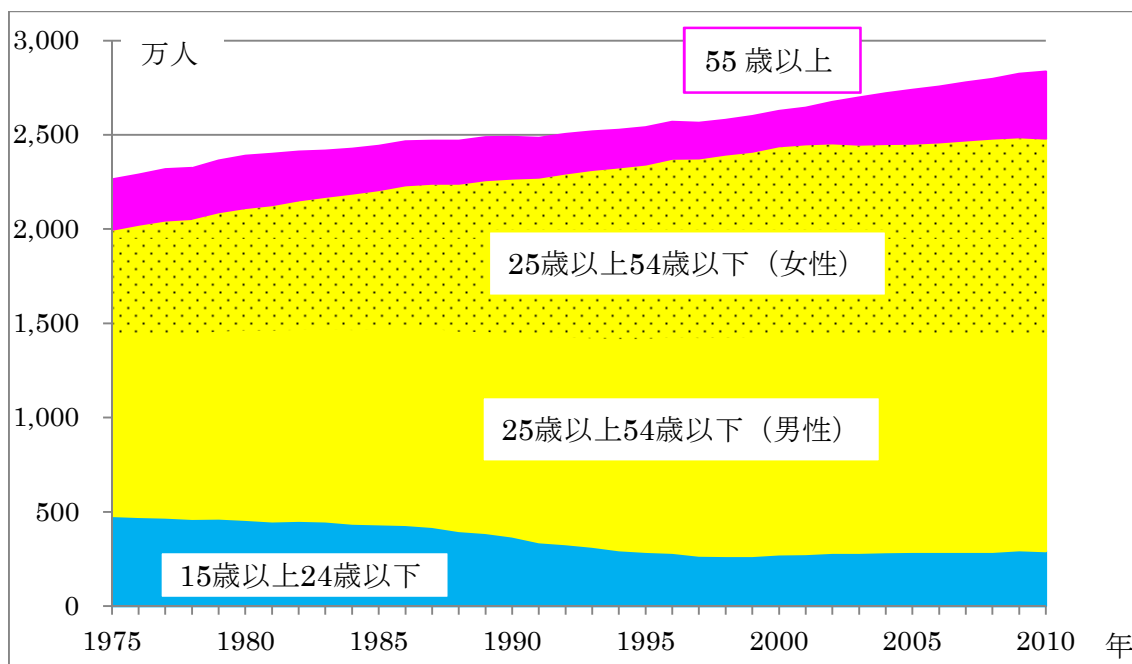
労働力人口は、1975年2,262万人から2010年2,835万人まで増加傾向にある。15歳以上24歳以下の労働力人口は、1975年478万人から1999年には266万人となり、2010年292万人となっている。55歳以上の労働力人口は、1980年に274万人となり、1998年に182万人まで減少し、2010年には353万人まで増加している。この増加の主たる原因は、ベビーブーマー世代が55歳に到達したことにある。25歳以上54歳以下の女性は、1975年568万人から2010年1,049万人まで増加している。2010年の女性全体の労働力

脚注12 http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=ip1345

人口は 1,351 万人である。(図 5 参照)

2010 年の全体の労働力人口に対する女性割合は 48% である。55 歳以上の労働力人口の割合は 1998 年 7% から 2010 年 12% まで増加している。

図 5. 労働力人口の推移 (1975 年から 2010 年までの実績値)



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、“Les évolutions récentes de la population active” (2011 年 5 月 4 日 COR 審議の資料 4) に掲載されているグラフを復元した。

http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATCCF03170

注 2. フランス本国の計数である。

基本推計に基づく労働力人口の見通しでは、労働力人口は平均的に年 11 万人の増加となり、2025 年に 3,003 万人に達してから、安定的に推移する。2035 年から 2060 年までは平均的に年 4.5 万人の増加となり、2060 年には 3,124 万人となる。15 歳以上 69 歳以下の労働力率は、2015 年までは 66.3% で推移する。その後の 10 年間は増加して 2025 年に 68.6%、2060 年には 69.7% となる。高齢者の人口増加により、60 歳以上の非労働力人口 (population inactive) に対する労働力人口の比率は、2010 年 2.1 から 2060 年 1.5 まで減少する。(表 6 参照)

表 6. 基本推計による労働力人口の見通し（年間平均）

		実績			見通し				
		1995	2005	2010	2015	2020	2030	2040	2060
労働力人口（万人）		2,539	2,738	2,836	2,894	2,957	3,014	3,043	3,124
構成割合 (%)	女性	45.4	47.0	47.7	48.0	48.1	47.7	47.3	46.9
	15歳以上24歳以下	11.4	10.6	10.4	10.0	9.9	10.2	10.1	10.1
	25歳以上54歳以下	80.9	79.1	77.2	75.6	73.3	71.2	72.2	72.0
	55歳以上	7.7	10.3	12.4	14.4	16.8	18.6	17.7	17.9
15歳以上69歳以下の労働力率（%）		63.6	65.8	66.6	66.3	67.7	68.7	69.4	69.7
労働力人口/60歳以上の非労働力人口		2.3	2.3	2.1	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5

原注 1. 2010 年値は、暫定値。

原注 2. 60 歳以上の非労働力人口に対する労働力人口の比率は、一時的な居住者や居留地に在住する者を含めた全人口を用いて計算されている。

範囲. 対象年ごとの年齢で分類した、フランス本国にて家庭に属する 15 歳以上の人々。

出典. Insee, projections de population active 2010-2060

注. “Projections à l’horizon 2060 : Des actifs plus nombreux et plus âgés”より引用。引用時に、労働力人口を千人単位から万人単位への表示にした。

1993 年、2003 年及び 2010 年の年金制度改正は、高齢者の働き方に影響を与えてきた。60 歳以上 64 歳以下の者の労働力率への影響が特に大きく、1975 年以降減少していたが、2002 年以降は増加傾向にある。女性の場合、2015 年に 1975 年の水準（28%）を超えて、2025 年以降は 40%程度で安定的に推移する。男性の場合は、1970 年代半ばの水準に到達する。（図 6 及び図 7 参照）

図 6. 男性の労働力率

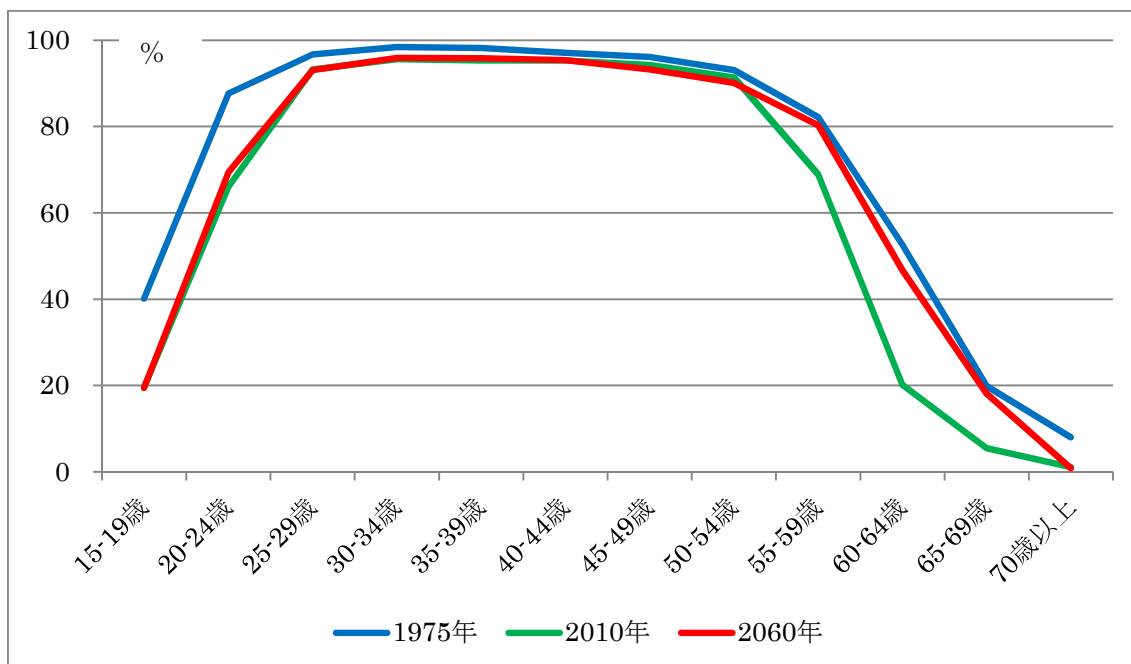
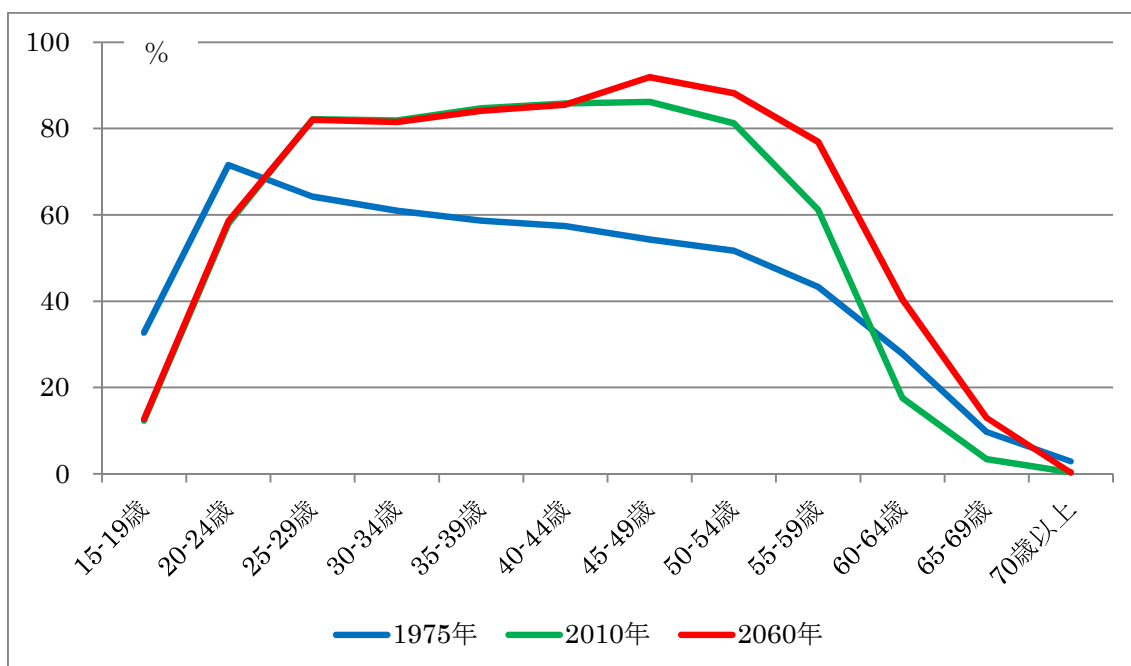


図 7. 女性の労働力率



範囲. 対象年ごとの年齢で分類した、フランス本国にて家庭に属する 15 歳以上の人々。

出典. Insee, projections de population active 2010-2060

注. 以下のサイトから取得したデータを用いて、“Projections à l’horizon 2060 : Des actifs plus nombreux et plus âgés” に掲載されているグラフを復元した。

http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?reg_id=0&ref_id=ip1345

3. 年金方針評議会^{脚注13}

- (1) 年金方針評議会〈Conseil d'orientation des retraites〉(略称. COR)は、2000年に創設された独立機関であり、39名の委員からなる。議長、国会議員8名、政府当局代表6名、保険者及び事業主の代表16名、家族及び年金受給者代表2名及び有識者6名からなる委員構成である。
- (2) 社会保障法典〈Code de la sécurité sociale〉L.114-2条により、以下の6つの任務が規定されている。
- a. 経済、社会及び人口の推移を踏まえ、強制加入の法定年金制度の推移及び中長期的な見通しについて報告書を作成し、少なくとも5年に1度は財政状況見通しを作成する。
 - b. 定期的な年金制度の財政的持続可能性を保証するために必要な条件を評価する。
 - c. 財政状況を分析し、当該推移を監視する。
 - d. (2010年年金改正法により修正された方法に基づき)被保険者期間について見解を作成する。
 - e. 財政への理解を得るために、年金制度及び改正効果に関する情報公開を行う。
 - f. 年金制度の原則と現役世代及び受給者の生活水準(例. 所得代替率をはじめとする年金制度に関する指標)の変遷とを調査する。
- (3) 2013年1月までに作成されたCOR報告書は、表7に示す通りである。
- (4) 2012年7月9日及び10日に開催された労働・社会問題に関する上級会合〈grande conférence sociale〉の基本指針〈feuille de route〉には、CORが中心となって年金に関する検討を2013年始めまでつづけるべきであると記された。
- 検討を経て、2012年12月19日に「年金：2020年、2040年及び2060年における展望」を第11次報告書として、2013年1月22日に「年金：フランスの制度の現状」を第12次報告書としてCORは承認し、公表した。次項では第11次報告書について詳述する。

^{脚注13} 本項作成のための主な参照資料は、以下の通りである。

“Retraites : un état des lieux du système français” (<http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-1993.pdf>) 169
ページから172ページまで
<http://www.cor-retraites.fr/article62.html> (英文版)
[http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000023025189&cidTexte=LEGITE
XT000006073189&dateTexte=20130617](http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000023025189&cidTexte=LEGITE
XT000006073189&dateTexte=20130617)

表 7. COR 報告書一覧

第 次	公表日	報告書名	訳
1	2001年 12月6日	Retraites : renouveler le contrat social entre les générations	年金：世代間の社会的契約の革新
2	2004年 6月3日	Retraites : les réformes en France et à l'étranger ; le droit à l'information	年金：フランス及び諸外国における改革；知る権利
3	2006年 3月29日	Retraites : perspectives 2020 et 2050	年金：2020年及び2050年における展望
4	2007年 1月10日	Retraites : questions et orientations pour 2008	年金：2008年に向けての問題点と方向付け
5	2007年 11月21日	Retraites : 20 fiches d'actualisation pour le rendez-vous de 2008	年金：2008年会合に向けての現実的な20の選択肢
6	2008年 12月17日	Retraites : droits familiaux et conjugaux	年金：家族及び夫婦の権利
7	2010年 1月27日	Retraites : annuités, points ou comptes notionnels ? Options et modalités techniques	年金：勤続年数、ポイント制又は概念上の計算？ 選択肢と技術的な方法
8	2010年 4月14日	Retraites : Perspectives actualisées à moyen et long terme en vue du rendez-vous de 2010	年金：2010年会合のための中長期的な現実的展望
9	2011年 9月28日	Retraites : la situation des polypensionnés	年金：複数制度からの受給状況
10	2011年 10月19日	Retraites : la rénovation des mécanismes de compensation	年金：財政調整方法の刷新
11	2012年 12月19日	Retraites : perspectives 2020, 2040 et 2060	年金：2020年、2040年及び2060年における展望
12	2013年 1月22日	Retraites : un état des lieux du système français	年金：フランスの制度の現状

注. <http://www.cor-retraites.fr/rubrique3.html> より引用を行い、作成した。

4. 第11次報告書 一年金：2020年、2040年及び2060年における展望

(1) 推計の前提

a. 推計期間

2011年を起点とする、2012年から2060年までが推計期間とされている。推計期間はINSEEが2011年4月に公表した労働力人口の推計期間と同じである。

b. COR 推計参加年金制度

2012 年 COR 推計に参加した年金制度は、表 8 に示す通りである。老齢連帯基金〈Fonds de solidarité vieillesse〉(略称. FSV) 及び UNEDIC^{脚注14}の会計見通しも踏まえて推計はなされている。

表 8. 2012 年 COR 推計に参加した年金制度

民間被用者及び公的部門契約被用者の制度
全国老齢保険金庫〈Caisse nationale d'assurance vieillesse〉(略称. CNAV) 農業部門被用者制度〈Régime des salariés agricoles〉(MSA 被用者) ARRCO、AGIRC、IRCANTEC
公務員の制度
国家公務員：国家公務員年金課〈Service des retraites de l'État〉(略称. SRE) 病院公務員及び地方公務員：CNRACL 公務員追加年金制度〈Régime additionnel de la Fonction publique〉(略称. RAFP)
自営業者の制度
手工業者及び商工業者：自営業者社会制度〈Régime social des indépendants〉(略称. RSI) 及び自営業者補足制度〈Régime complémentaire des indépendants〉(略称. RCI) 自営農業者：基礎制度及び補足制度 (MSA 自営農業者) 自由業者〈professions libérales〉：基礎制度 (CNAVPL) 及び補足制度 (CIPAV、CARPIMKO、CARMF、CARCDSF、CAVP (賦課方式部分)、CAVEC、CAVAMAC、CARPV、CRN、CAVOM) 弁護士：全国フランス弁護士金庫〈Caisse nationale des barreaux français〉(略称. CNBF)、基礎及び補足制度
特別制度
フランス銀行、CNIEG (電力及びガス産業)、CRPCEN (公証人見習い・被雇用者)、ENIM (海運業従事者)、FSPOEIE (国家業務従事者)、鉱山労働者制度、SNCF、RATP

注. 第 11 次報告書より

c. 人口

2010 年 INSEE 推計の基本推計の結果が用いられている。すなわち、以下の前提が採用されている。(表 5 参照)

- ア) 2015 年以降の出生率は 1.95
- イ) 60 歳の者の平均余命は、男性は 2010 年 22.2 年から 2060 年 28.0 年へ、女性は 2010 年 27.2 年から 2060 年 32.3 年になる。
- ウ) 年間純移民数は 10 万人

d. 労働力人口

2011 年 4 月に公表された労働力人口の推計結果 (基本推計) が利用されている。(表 6

脚注14 Union nationale interprofessionnelle pour l'emploi dans l'industrie et le commerce (訳語. 全国商工業雇用連合) のこと。失業保険制度の財政運営を行っている。http://www.unedic.org/ 参照。

参照) 労働力人口と失業率 (taux de chômage) の前提とにより就業者の人数が定まり、制度ごとに被保険者数が割り振られる。

e. 労働生産性の年間成長率と失業率

労働生産性の年間成長率と失業率との最終的な前提値の組み合わせることで、表 9 に示す 5 組の前提の設定がなされている。シナリオ A、シナリオ B 及びシナリオ C は国庫総局 (Direction générale du Trésor) が用いた 3 組のシナリオであり、これに COR 独自の 2 つの前提を加えている。

労働生産性成長率の最終値として採用されている 1.8% は 1990 年代初頭から最近の経済危機前までの実績の平均値である。同じく 1.3% は 1998 年から 2011 年までの平均値、1.5% は 2000 年代初頭から経済危機前までの平均値である。

表 9. 最終的な前提値

		労働生産性の年間成長率				
		1.0%	1.3%	1.5%	1.8%	2.0%
失業率	4.5%			シナリオ B	シナリオ A	A 派生型
	7.0%	C 派生型	シナリオ C			

注. 第 11 次報告書より

2017 年までは、全ての前提で 2013 年の社会保障財政法案 (projet de loi de financement de la Sécurité sociale) (略称. PLFSS) に示されている経済見通し (表 10 参照) が用いられている。前提ごとに、2024 年から 2031 年までの間に労働生産性成長率と失業率との最終値に到達すると仮定されている。

表 10. 2013 年 PLFSS 見通しの前提

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
実質 GDP の伸び率	0.3%	0.8%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
1 人当たり民間賃金上昇率 (名目)	2.5%	2.3%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
タバコを除く消費者物価上昇率	2.0%	1.75%	1.75%	1.75%	1.75%	1.75%

注. 第 11 次報告書より。第 11 次報告書に記されている“Inflation”を「タバコを除く消費者物価上昇率」と訳すに当たっては、“Les chiffres-clés du projet de loi de finances 2013” (<http://www.economie.gouv.fr/budget-2013> より取得可能。)を参照した。

f. 制度の前提

現行制度を前提にしている。既に法律改正がなされた事項は、改正内容を踏まえている。

7) 最低受給開始年齢引上げ

2010 年年金改正により、最低受給開始年齢は 60 歳から 62 歳へ、減額停止年齢は 65 歳から 67 歳へ漸進的に引き上げられる。1951 年 7 月以降 1954 年末までに生まれた者が引上げ途中の者となる。(表 2 参照)

イ) 最大給付率適用のために必要となる被保険者期間

2003 年年金改正により、60 歳の者の平均余命に対する最大給付率適用のために必要となる被保険者期間の比率が 2020 年までは 2003 年水準を保つように、必要となる被保険者期間が定められることになった。1958 年以降に生まれた者の必要となる被保険者期間は 41.75 年と仮定されている。

表 11. 最大給付率適用のために必要となる被保険者期間

生年	1951 年	1952 年	1953 年	1954 年	1955 年	1956 年	1957 年	1958 年	1959 年	1960 年以降
60 歳到達年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年以降
被保険者期間 (年数)	40.75	41	41.25	41.25	41.5	41.5	41.5	41.75	41.75	41.75
	政令に定める期間						前提			

原注. INSEE による平均余命の見通しを基に、1957 年以降に生まれた者についての計算を COR は行っている。

注 1. 第 11 次報告書より

注 2. ある生年の者に適用される最大給付率適用のために必要となる被保険者期間は、その者が 56 歳に到達する年の政令で定められる。

ウ) 年金額引上げ

原則として、規定通りの引上げ方法が仮定されている。

- ・ 記録されている賃金 (salaires portés au compte)、裁定される年金 (pensions liquidées) 及び最低年金 (minima de pension) の額はタバコを除く消費者物価に応じて引き上げられる。
- ・ 社会保障報酬限度額は 1 人当たり賃金に応じて引き上げられる。
- ・ AGIRC 及び ARRCO の補足制度については、2 つの前提を設定する。ポイント制による拠出単価と給付単価とが AGIRC-ARRCO の 1 人当たり賃金に応じて引き上げられる「引上げ一定 (rendements constants)」方法と拠出単価が 1 人当たり賃金、給付単価が物価に応じて引き上げられる「引上げ逡減 (rendements décroissants)」方法とを設定する。

(2) 年金制度の見通し

a. 被保険者及び受給者の人数見通し

被保険者数は 2011 年 2,570 万人から 2020 年 2,700 万人になり、2030 年にはシナリオ C 及び C 派生型では 2,770 万人、シナリオ A 及び A 派生型並びにシナリオ B では 2,840 万人になり、2060 年にはシナリオ C 及び C 派生型では 2,880 万人、シナリオ A 及び A 派生型並びにシナリオ B では 2,950 万人になると見込まれている。

受給者数は 2011 年 1,510 万人からどの前提であっても 2060 年 2,180 万人になると見込まれている。2011 年から 2021 年までは年平均 0.9%、2021 年から 2035 年までは年平均 1.2% の増加になる。

受給者数に対する被保険者数の比率は、2020 年頃までは 1.65 で推移し、2040 年代には 1.4 を下回り、2060 年には 1.35 を下回ると見込まれている。

b. 財政見通し

支出見通しでは、AGIRC-ARRCO の前提が重要になる。引上げ逡減の前提では、新

規裁定者の年金額は後代になるほど抑制され、給付総額の増加は抑制される。引上げ一定の前提の方が、増加程度は大きい。引上げ一定の前提における C 派生型を除き、GDP に対する年金支出の比率は、2040 年から 2060 年にかけて小さくなる。

表 12. GDP に対する年金支出の比率（管理費用及び金融取引費用を除く）

		2011 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
AGIRC-ARRCO 引上げ 一定	シナリオ A		14.1%	13.8%	13.5%	13.0%	12.8%
	シナリオ B		14.2%	14.0%	13.9%	13.6%	13.5%
	シナリオ C	13.8%	14.2%	14.6%	14.7%	14.5%	14.5%
	A 派生型		14.1%	13.6%	13.2%	12.6%	12.4%
	C 派生型		14.2%	15.0%	15.5%	15.7%	15.8%
AGIRC-ARRCO 引上げ 通減	シナリオ A		14.1%	13.7%	13.1%	12.4%	11.8%
	シナリオ B		14.2%	14.0%	13.7%	13.2%	12.8%
	シナリオ C	13.8%	14.2%	14.5%	14.5%	14.2%	13.8%
	A 派生型		14.1%	13.5%	12.7%	11.9%	11.2%
	C 派生型		14.2%	15.0%	15.4%	15.3%	15.2%

原注. 2012 年 COR モデルより

注. 第 11 次報告書より

GDP に対する年金収入の比率は、2040 年代に 13%程度で安定的に推移する。

表 13. GDP に対する年金収入の比率（管理収益及び金融取引収益を除く）

	2011 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
シナリオ A		13.3%	13.1%	13.1%	13.0%	13.0%
シナリオ B		13.3%	13.1%	13.1%	13.0%	13.0%
シナリオ C	13.2%	13.3%	13.2%	13.1%	13.1%	13.0%
A 派生型		13.3%	13.1%	13.0%	13.0%	12.9%
C 派生型		13.3%	13.1%	13.1%	13.1%	13.0%

原注. 2012 年 COR モデルより

注. 第 11 次報告書より

収支差は継続してマイナスになっている。しかし、シナリオ A 及び A 派生型では、2030 年代以降に生産年齢人口〈population en âge de travailler〉が増加し、2050 年代半ば（シナリオ A）又は 2040 年代初頭（A 派生型）に均衡状態になる。更に、引上げ通減の前提の下では、シナリオ B でも期末に均衡状態になる。逆に、引上げ一定の前提下では、2060 年の GDP に対する収支差の比率は、シナリオ B では▲0.6%、シナリオ C では▲1.5%、C 派生型では▲2.9%になる。シナリオ C 及び C 派生型の場合、引上げ通減の前提であっても、収支差は常にマイナスになっている。

2060 年時点の収支差は 2011 年価格にて表示されており、C 派生型かつ引上げ一定の

前提の下では▲1,051 億ユーロ（GDP に対する比率▲2.9%）、A 派生型かつ引上げ逡減の前提の下では 926 億ユーロ（GDP に対する比率 1.7%）である。

表 14. 年金財政の収支差

			2011 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
GDP に対する比率	AGIRC-ARRCO 引上げ一定	シナリオ A		▲0.9%	▲0.8%	▲0.5%	▲0.1%	0.1%
		シナリオ B		▲1.0%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.6%
		シナリオ C	▲0.7%	▲1.0%	▲1.5%	▲1.7%	▲1.6%	▲1.5%
		A 派生型		▲0.9%	▲0.6%	▲0.2%	0.2%	0.5%
		C 派生型		▲1.1%	▲2.0%	▲2.6%	▲2.7%	▲2.9%
AGIRC-ARRCO 引上げ逡減	シナリオ A		▲0.9%	▲0.6%	▲0.1%	▲0.5%	1.1%	
	シナリオ B		▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.3%	0.1%	
	シナリオ C	▲0.7%	▲1.0%	▲1.4%	▲1.5%	▲1.2%	▲0.9%	
	A 派生型		▲0.9%	▲0.4%	0.3%	1.1%	1.7%	
	C 派生型		▲1.1%	▲2.0%	▲2.4%	▲2.4%	▲2.3%	
収支差 (億ユーロ)	AGIRC-ARRCO 引上げ一定	シナリオ A		▲213	▲219	▲171	▲45	42
		シナリオ B		▲223	▲275	▲299	▲269	▲278
		シナリオ C	▲140	▲225	▲399	▲507	▲552	▲628
		A 派生型		▲208	▲175	▲78	106	248
		C 派生型		▲249	▲529	▲743	▲889	▲1,051
AGIRC-ARRCO 引上げ逡減	シナリオ A		▲212	▲183	▲50	226	563	
	シナリオ B		▲224	▲262	▲243	▲117	51	
	シナリオ C	▲140	▲224	▲387	▲458	▲420	▲349	
	A 派生型		▲201	▲118	97	474	926	
	C 派生型		▲247	▲518	▲700	▲778	▲825	

原注. 2012 年 COR モデルより

注 1. 第 11 次報告書より。引用時に、差額を 10 億ユーロ単位から億ユーロ単位への表示にした。

注 2. 収支差の額は 2011 年価格。

(3) 受給状況の見通し

a. 最低受給開始年齢

一般制度の平均的な最低受給開始年齢は、2011 年の新規裁定者は 62.0 歳であるが、2035 年から 2060 年までの間に 64.0 歳に近づく。2020 年度以降、平均的な被保険者期間の男女間の差は小さくなり、二四半期程度の差になる。最低受給開始年齢の男女間の差は徐々に消滅する。

b. 年金水準

年金は物価に応じて引き上げられ、全受給者の平均的な年金額は 2011 年から 2021 年までは年平均 0.8% の増加となる。2020 年から 2030 年までは前提に応じて年平均 0.5% から 0.7% の増加となり増加幅が減少するものの、2030 年以降は増加水準が増す。

前提ごとに、2011 年から 2060 年までの長期の間には 37% から 60% の増加となるものの現役世代の収入よりは増加水準は小さく、所得代替率は低下する。2011 年の所得代替率を 100 とした場合、2060 年は引上げ一定では 71.9 (A 派生型) から 89.5 (C 派生

型)までの範囲、引上げ通減では 65.0 (A 派生型) から 86.2 (C 派生型) までの範囲の値となる。

年金財政の均衡を保つために、現役世代は 2020 年に 2%ポイントの追加的な保険料率負担が必要になる。長期的には、年金財政の均衡を保つための保険料率の推移は、再び均衡するまでの収支差の推移に応じて変動する。追加的な負担料率は、前提に応じて増加し、黒字化後に 2011 年の保険料率水準まで減少する。

既定の保険料率引上げと年金財政の均衡を確保するための追加的な調整とにより、2011 年のネットの所得代替率を 100 とした場合、2020 年には 5ポイント程度の増加となる。2060 年は引上げ一定では 71.5 (A 派生型) から 98.7 (C 派生型) までの範囲、引上げ通減では 62.5 (A 派生型) から 93.2 (C 派生型) までの範囲の値となる。

(4) 年金制度のバランス

引上げ一定のシナリオ B にて、実際の年金受給開始の年齢が変化した場合の保険料率とネットの所得代替率との関係を推計した結果は、以下の通りである。

a. 2020 年の状況

実際の年金受給開始が 2011 年よりも 1 年遅い状態になるとして、2020 年に財政均衡に到達する場合、2011 年と比較した結果は以下のようになる。

- ア) ネットの所得代替率不変とすれば、保険料率は 1.1%ポイントの増加が必要。
- イ) 保険料率一定とすれば、ネットの所得代替率は 5.0%ポイントの低下。
- ウ) 実際の年金受給開始が 1 年 9 か月遅くなれば、2011 年水準の維持が可能。

b. 2040 年の状況

実際の年金受給開始が 2011 年よりも 2 年遅い状態になるとして、2040 年に財政均衡に到達する場合、2011 年と比較した結果は以下のようになる。

- ア) ネットの所得代替率不変とすれば、保険料率は 5.0%ポイントの増加が必要。
- イ) 保険料率一定とすれば、ネットの所得代替率は 20.0%ポイントの低下。
- ウ) 実際の年金受給開始が凡そ 6 年遅くなれば、2011 年水準の維持が可能。

c. 2060 年の状況

実際の年金受給開始が 2011 年よりも 2 年遅い状態になるとして、2060 年に財政均衡に到達する場合、2011 年と比較した結果は以下のようになる。

- ア) ネットの所得代替率不変とすれば、保険料率は 6.2%ポイントの増加が必要。
- イ) 保険料率一定とすれば、ネットの所得代替率は 25.3%ポイントの低下。
- ウ) 実際の年金受給開始が凡そ 7 年遅くなれば、2011 年水準の維持が可能。

5. 担当者後記

(1) 本稿はフランス公的年金制度の長期推計の説明を目的として、厚生労働省年金局数理課国際年金財政分析官が作成した。作成のためには、(2)に示すフランス公的機関が作成した資料を利用している。本稿の文責は年金局数理課が負う。

(2) 参考文献入手元のフランス公的機関

国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques)
<http://www.insee.fr/fr/>

<http://www.insee.fr/en/default.asp> (英文版)

年金方針評議会 〈Conseil d'orientation des retraites〉

<http://www.cor-retraites.fr/>

<http://www.cor-retraites.fr/article62.html> (英文版)

厚生省 〈Ministère des Affaires sociales et de la Santé〉

<http://www.social-sante.gouv.fr/>

(年金制度解説のトップページ)

http://www.social-sante.gouv.fr/rubrique_technique,281/bas-de-page,2027/retraites,2379/informations-pratiques,89/fiches-pratiques,91/les-fiches-pratiques-de-la,2349/

経済財政省 〈Ministère de l'Économie et des Finances〉

<http://www.economie.gouv.fr/>

国庫総局 〈Direction générale du Trésor〉

<http://www.tresor.economie.gouv.fr/>

社会保障欧州国際連絡センター

〈Centre des Liaisons Européennes et Internationales de Sécurité Sociale〉

<http://www.cleiss.fr/>

http://www.cleiss.fr/index_en.html (英文版)

Service-Public.fr

<http://www.service-public.fr/>

(年金制度解説のトップページ)

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/N20166.xhtml>

L'Assurance Retraite

<https://www.lassuranceretraite.fr/cs/Satellite/PUBPrincipale?packedargs=null>

GIP info retraite

<http://www.info-retraite.fr/>

(3) 本稿に示す URL は、平成 25 (2013) 年 9 月 26 日現在、アクセス可能なことを確認している。